

介護保険法に基づく指定の一部の効力の停止について

株式会社ともづなりハサービス（菊池市）が運営する、指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所に対して、介護保険法に基づく指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入の停止6か月）を行いましたのでお知らせします。

1 事業者等

- (1) 事業者名 株式会社ともづなりハサービス（代表取締役 富来 一到）
所在地：菊池市西寺1581番地
- (2) 事業所名
- ① ヘルパーステーション ともづな
所在地：菊池市西寺1581番地
サービスの種類：訪問介護
 - ② 訪問看護ステーション ともづな
所在地：菊池市西寺1588番地1
サービスの種類：訪問看護
 - ③ 訪問看護ステーション ともづな
所在地：菊池市西寺1588番地1
サービスの種類：介護予防訪問看護

2 処分内容

指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入の停止6か月）

3 停止期間

令和元年（2019年）12月18日から令和2年（2020年）6月17日まで

4 処分理由

【指定訪問介護事業所・指定訪問看護事業所】

- (1) 人格尊重義務違反（介護保険法第77条第1項第5号該当）
- (2) 運営基準違反（介護保険法第77条第1項第4号該当）
- (3) 虚偽書類の作成及び虚偽報告（介護保険法第77条第1項第7号該当）

【指定介護予防訪問看護事業所】

- (1) 人格尊重義務違反（介護保険法第115条の9第1項第5号該当）
- (2) 運営基準違反（介護保険法第115条の9第1項第4号該当）
- (3) 虚偽書類の作成及び虚偽報告（介護保険法第115条の9第1項第7号該当）